

第4章 特別調査

前章までに各種統計資料に基づいた高齢者及び精神障害のある者による犯罪等の動向や再犯防止に向けた各種施策の実情について概観した。

法務総合研究所では、受刑者のうち、高齢者及び精神障害を有する者の実態、出所後の再犯状況等を明らかにし、それらの者の社会復帰支援・再犯防止策の在り方の検討に役立てるため、特別調査を実施し、その結果を取りまとめたので、本章において紹介する。

第1節 特別調査の概要

1 調査の目的

我が国では、高齢又は障害により、刑事施設を出所した後、自立した生活を送ることが困難で、医療、福祉等の支援を必要とする受刑者が増加している。特に近年の高齢入所受刑者の人員の増加が顕著であり、高齢者は他の年齢層よりも再犯期間が短いことなどから、その再犯防止策が喫緊の課題となっている。そこで、本調査は、高齢受刑者又は精神障害を有する受刑者の実態と、これらの者に対する社会復帰支援策の一つである特別調整の実情等を把握し、再犯防止に資する資料を提供することを目的とした。

2 用語の定義等

本章においては、本調査の対象とした者について、以下のとおり用語を定義する。

(1) 高齢受刑者

出所時の年齢が65歳以上の受刑者をいう。したがって、犯行時に65歳未満であった者も含まれていることに留意する必要がある。

(2) 精神障害受刑者

刑事施設において入所時に精神障害を有すると診断された者をいう。精神障害とは、知的障害、人格障害、神経症性障害又はその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。）をいうものとし、矯正統計上の精神状況についての分類である「知的障害」、「人格障害」、「神経症性障害」又は「その他の精神障害」と同義である。

したがって、入所時以降の診断の結果は反映されていないことに留意する必要がある^(*84)。

3 調査の実施要領

本調査は、平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者及び精神障害受刑者の基本的属性（出所時年齢、性別、婚姻状況、居住状況、就労状況、教育程度等）、犯罪に関する事項（罪名、刑期、入所度数等）、矯正処遇の内容、受刑中に実施した社会復帰支援策、出所時の状況に関する事項（帰住先、特別調整の選定の有無等）等について、刑事施設の職員により、被収容者身分帳簿等を用いて、調査票にデータを入力する方法で実施した（以下この調査について「出所時調査」という。）。なお、調査票を送付した刑事施設は、刑務所62庁（社会復帰促進センター4庁を含む。）、少年刑務所7庁、拘置所8庁及び刑務支所8庁の合計85庁である。

次に、これらの高齢受刑者及び精神障害受刑者について、調査時点から平成27年5月末日までの間における、再犯による刑事施設への再入所の有無及び再犯の内容（再犯時の罪名、再犯期間等）等について、法務総合研究所職員により、刑事確定記録等を用いて、調査票にデータを入力する方法で調査した（以下この調査について「再入時調査」という。）。

4 調査対象者の選定等

(1) 調査対象者の人員

ア 高齢受刑者

- ① 出所時調査 293人（男性245人，女性48人）
- ② 再入時調査 47人（男性38人，女性9人）

イ 精神障害受刑者

- ① 出所時調査 451人（男性374人，女性77人）
知的障害を有する者 66人（男性64人，女性2人）

(*84) 各刑事施設において、CAPAS能力検査等によって、知的障害の精査が必要と判定された者のうち、その後の精査によって知的障害の可能性が高いが、医師による確定診断等が未了のため、知的障害の認定に至っていないものは含まれていない。

法務総合研究所（2013）「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」法務総合研究所研究部報告52（6-7頁）では、平成24年末現在の全国の刑事施設本所のうち拘置所を除いた、刑務所62庁（社会復帰促進センター4庁を含む。）及び少年刑務所7庁並びに刑務支所8庁の合計77庁において、知的障害を有する受刑者は774人、知的障害の疑いのある受刑者は500人であった。

知的障害以外の精神障害を有する者 385人（男性310人，女性75人）

② 再入時調査 94人（男性83人，女性11人）

知的障害を有する者 14人（男性14人，女性なし）

知的障害以外の精神障害を有する者 80人（男性69人，女性11人）

上記の者のうち，出所時調査において38人，再入時調査において5人は，高齢受刑者と精神障害受刑者の定義のいずれにも該当するものであった。

なお，回収したデータのうち，出所後，入国管理局に身柄を引き渡すこととなった者，出所後も別事件による未決拘禁が継続する者等については，国内での社会復帰の可能性が極めて低い上，対象者の中で再犯可能期間にずれが生じることから対象者から除外した。

第2節 高齢受刑者

1 高齢受刑者全体の調査結果

(1) 出所時調査の結果

高齢受刑者（293人）の①性別、②年齢層、③罪名、④刑期、⑤入所度数、⑥再入者の前刑出所事由、⑦再犯期間、⑧暴力団加入状況、⑨精神状況、⑩処遇指標等、⑪居住状況、⑫就労状況、⑬教育程度、⑭婚姻状況、⑮特別改善指導等の実施状況、⑯懲罰回数、⑰懲罰事犯名、⑱精神保健福祉法に係る通報状況、⑲出所事由及び⑳帰住先の詳細は**巻末資料1-1**のとおりである。

これらの調査項目のうち、第2章第1節3項において概観していない項目を中心に出所時調査の結果を紹介する。

ア 処遇指標等

高齢受刑者の出所時の処遇指標等（重複計上）を見ると、精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設に収容する必要があると認められる者（M）は3人、身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設に収容する必要があると認められる者（P）は7人、精神医療のために医療を主として行う刑事施設に収容する必要はないが、精神医療上の配慮を要する者（m）は39人（高齢受刑者の13.3%）、身体医療のために医療を主として行う刑事施設に収容する必要はないが、身体医療上の配慮を要する者（p）は209人（同71.3%）、入浴、排せつ、食事、歩行等日常生活における基本動作に支障があり、居室の指定、作業の指定その他の処遇上の配慮を要する者（s）は56人（同19.1%）であった。医療を主として行う刑事施設に収容する必要があるM又はPの者の人員はいずれも10人に満たないが、身体医療上の配慮を要する者（p）の人員は高齢受刑者の7割以上を占めた。

イ 入所度数等

高齢受刑者の入所度数別構成比については、**巻末資料1-1**⑤のとおりである。

調査結果を補足すると、入所度数1度の者の割合は、男性では29.0%、女性では56.3%であった。一方、男性の4人に1人は、入所度数が10度以上の者であった。入所度数の最も多い者は、男性で32度、女性で20度であった。

なお、入所度数1度の者（98人）の罪名を見ると、窃盗45人（45.9%）、次いで殺人13人

(13.3%)、詐欺、道路交通法違反各7人(7.1%)の順であった。一方、入所度数10度以上の者(70人)の罪名を見ると、窃盗が32人(45.7%)、次いで覚せい剤取締法違反19人(27.1%)、詐欺11人(15.7%)の順であった。

ウ 改善指導等

高齢受刑者について、出所時の特別改善指導及び教科指導の種類(重複計上)を見ると、特別改善指導では、薬物依存離脱指導(R1)33人、暴力団離脱指導(R2)7人、性犯罪再犯防止指導(R3)9人、被害者の視点を取り入れた教育(R4)17人、交通安全指導(R5)22人、就労支援指導(R6)3人、教科指導では、補習教科指導(E1)2人、特別教科指導(E2)1人であった。

エ 懲罰内容等

高齢受刑者のうち、懲罰を科せられたことのあるものの割合は51.8%(懲罰の有無が不詳の者11人を除く。)であり、懲罰回数が2回以上であるものの割合は全体の29.4%であった。懲罰事犯名(懲罰が2つ以上ある場合には、最も重い懲罰に係る事犯名)別に見ると、物品不正授受(23人)、怠役(18人)、被収容者に暴行(15人)、抗命(12人)、争論(12人)の順であった。

オ 出所時の保護等

高齢受刑者の出所時における旅費又は衣類の支給状況は、旅費支給のみ20人、衣類支給のみ15人、旅費支給及び衣類支給1人であった。また、出所時において精神保健福祉法26条に基づき都道府県知事に通報された者は31人であるが、同法29条に基づく入院措置がなされた者はいなかった。

(2) 再入時調査の結果

平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者293人(男性245人、女性48人)のうち、平成27年5月末日までに受刑のため再び刑事施設に入所した者(以下この節において「調査期間再入者」という。)は、47人(16.0%)(男性38人(高齢受刑者の男性の15.5%)、女性9人(高齢受刑者の女性の18.8%))であった。調査期間再入者(47人)の①再入状況、②再入時罪名、③刑期、④再犯期間及び⑤動機・背景事情の詳細は巻末資料1-2のとおりである。

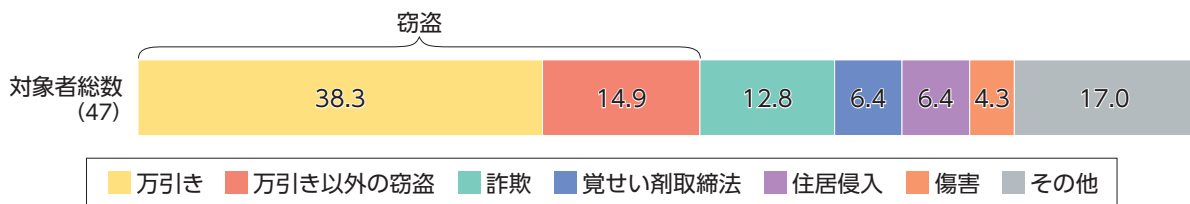
ア 再入時罪名・刑期

調査期間再入者の再入時罪名別構成比を見ると、4-2-1-1図のとおりである。窃盗の割合が53.2%（25人）と最も高く、次に詐欺が12.8%（6人）、覚せい剤取締法違反・住居侵入がそれぞれ6.4%（3人）の順であった。窃盗の25人中、20人は、出所時調査における罪名も窃盗であった。

調査期間再入者の刑期は、全て5年以下であった。

4-2-1-1図

高齢受刑者の再入時罪名別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再入時罪名」は、再入時調査の時点の受刑に係る罪名をいう。
 3 ()内は、実人員である。

イ 財産犯の犯行の動機・背景事情

調査期間再入者のうち、再入時罪名が財産犯（この項において、窃盗，強盗，詐欺，恐喝，横領の罪名をいう。）のもの33人の犯行の動機・背景事情（複数回答による。）を見ると、**4-2-1-2表**のとおりである。財産犯の調査期間再入者の約6割は、家族と疎遠，あるいは身寄りがいないなどの背景事情を有していた。また，約半数は生活困窮等を動機とするなど，出所後に自立が困難な状況がうかがわれる一方，盗み癖，自己使用・費消目的，節約目的等で犯行に至る者もそれぞれ半数ないし3分の1を占めた。そのほか，約4人に1人は犯行の背景事情に習慣飲酒やアルコール依存が挙げられた。

4-2-1-2表

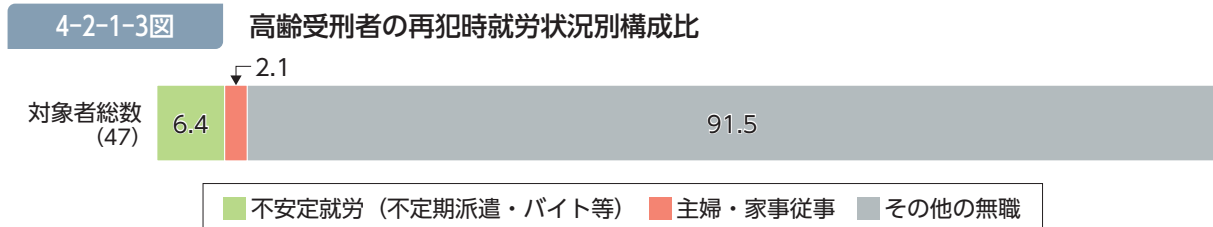
高齢受刑者の財産犯の犯行の動機・背景事情

動機・背景事情	人数
家族と疎遠・身寄りなし	20
盗み癖	18
生活困窮	16
自己使用・費消目的	15
節約	11
体調不良	9
習慣飲酒・アルコール依存	8
空腹	5
無為徒食・怠け癖	4
近親者の病気・死去	4
ギャンブル耽溺	4
その他	13

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「財産犯」は，再入時罪名のうち，窃盗，強盗，詐欺，恐喝及び横領をいい，総数は33人であった。
 3 「動機・背景事情」は，複数回答による。

ウ 就労状況等

調査期間再入者の再犯時就労状況別構成比を見ると、4-2-1-3図のとおりである。犯行時に無職であった者が約9割を占めた。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯時就労状況」は、再入時調査の時点の受刑に係る犯行時の就労状況による。
 3 ()内は、実人員である。

4-2-1-3図において、就労状況が「その他の無職」であった43人の無職理由（複数回答による。）を見ると、4-2-1-4表のとおりである。高齢を理由としている者が16人（37.2%）と最も多く、身体疾患・精神疾患が計9人（20.9%）、年金収入等があるため就労の必要がないとする者が9人（20.9%）、就労の意欲がないとする者が7人などであった。

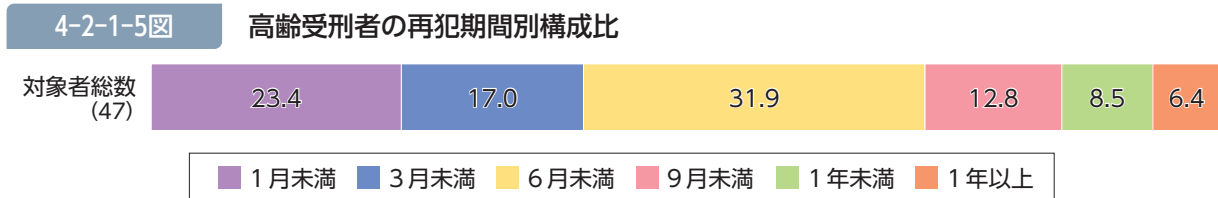
4-2-1-4表 高齢受刑者の無職理由

無職理由	人数
高齢	16
就労の必要なし	9
勤労意欲なし	7
身体疾患	6
精神疾患	3
家族の介護	2

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 再入時調査の時点の受刑に係る犯行日において「主婦・家事従事」以外の無職であった者に限り、総数は43人であった。
 3 「無職理由」は、複数回答による。

エ 再犯期間

調査期間再入者の再犯期間別構成比を見ると、4-2-1-5図のとおりである。調査期間再入者の約7割は6月未満のうちに再犯に及んでいた。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は、出所時調査に係る出所日から再入時調査の時点における受刑に係る犯行日までの期間をいう。
 3 () 内は、実人員である。

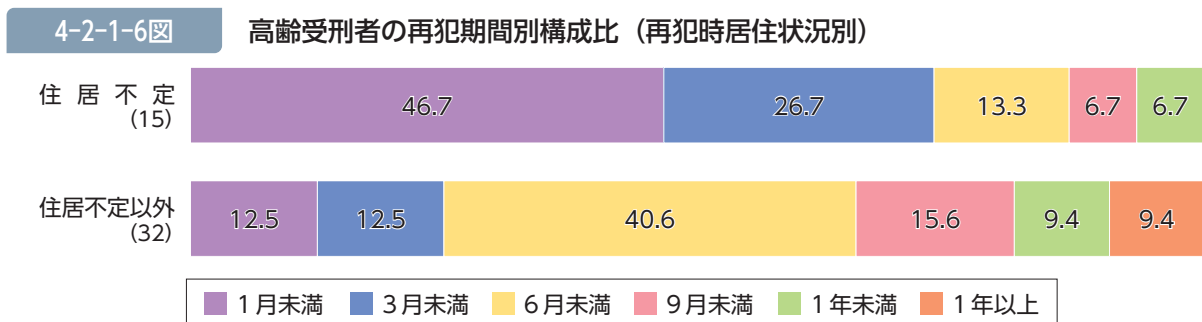
(ア) 居住状況別

調査期間再入者の再犯期間別構成比を再犯時の居住状況別に見ると、4-2-1-6図のとおりである。

再犯時に住居不定であった者(15人)は、再犯時に住居があった者と比べて、再犯期間が短く、15人中11人(73.3%)は3月未満のうちに再犯に及んでいた。

再犯時に住居のあった者(32人)の居住先は、賃貸を含む自宅が24人と最も多く、その他は、居候(家族以外の者の家)、更生保護施設等、社会福祉施設、病院等であった。

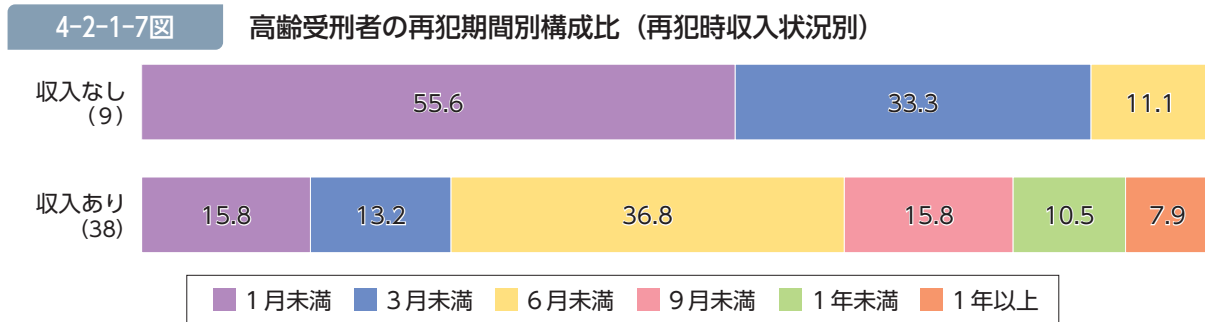
なお、再犯時に同居人がいなかった者は47人中39人(83.0%)で、そのうち34人は交流のある近親者もいないなど、身寄りのあるものが少ないことがうかがわれた。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は、出所時調査に係る出所日から再入時調査の時点における受刑に係る犯行日までの期間をいう。
 3 「再犯時居住状況」は、再入時調査の時点の受刑に係る犯行時の居住状況による。
 4 () 内は、実人員である。

(イ) 収入状況別

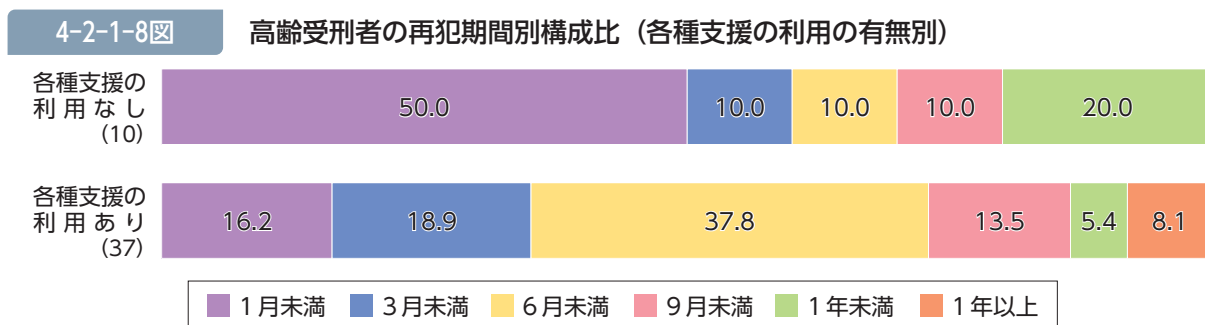
調査期間再入者の再犯期間別構成比を再犯時収入状況別に見ると、4-2-1-7図のとおりである。再犯時に無収入であった者は、再犯時に収入のあった者と比べて、再犯期間が短く、9人中8人は3月未満のうちに再犯に及んでいた。なお、再犯時に収入があった者の収入源は、職場の給与、生活保護、各種年金、家族の収入、家族からの仕送り等である。



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は、出所時調査に係る出所日から再入時調査の時点における受刑に係る犯行日までの期間をいう。
 3 「再犯時収入状況」は、再入時調査の時点の受刑に係る犯行時の収入状況による。
 4 「収入あり」の者の収入は、職場の給与、生活保護、各種年金、家族の収入、家族からの仕送り等である。
 5 () 内は、実人員である。

(ウ) 各種支援の利用の有無別

調査期間再入者の再犯期間別構成比を各種支援の利用の有無別に見ると、4-2-1-8図のとおりである。再犯期間において、各種制度・援助等を利用しなかった者（10人）は、利用した者（37人）と比べて、再犯期間が「1月未満」の者の割合が高かった。利用した制度・援助の内容は、市役所・福祉事務所等の公的支援（生活保護以外）、地域生活定着支援センター、更生保護施設、自立準備ホーム、社会福祉施設、医療機関、民間支援団体、生活保護、各種年金、親族・知人等による援助等であった。



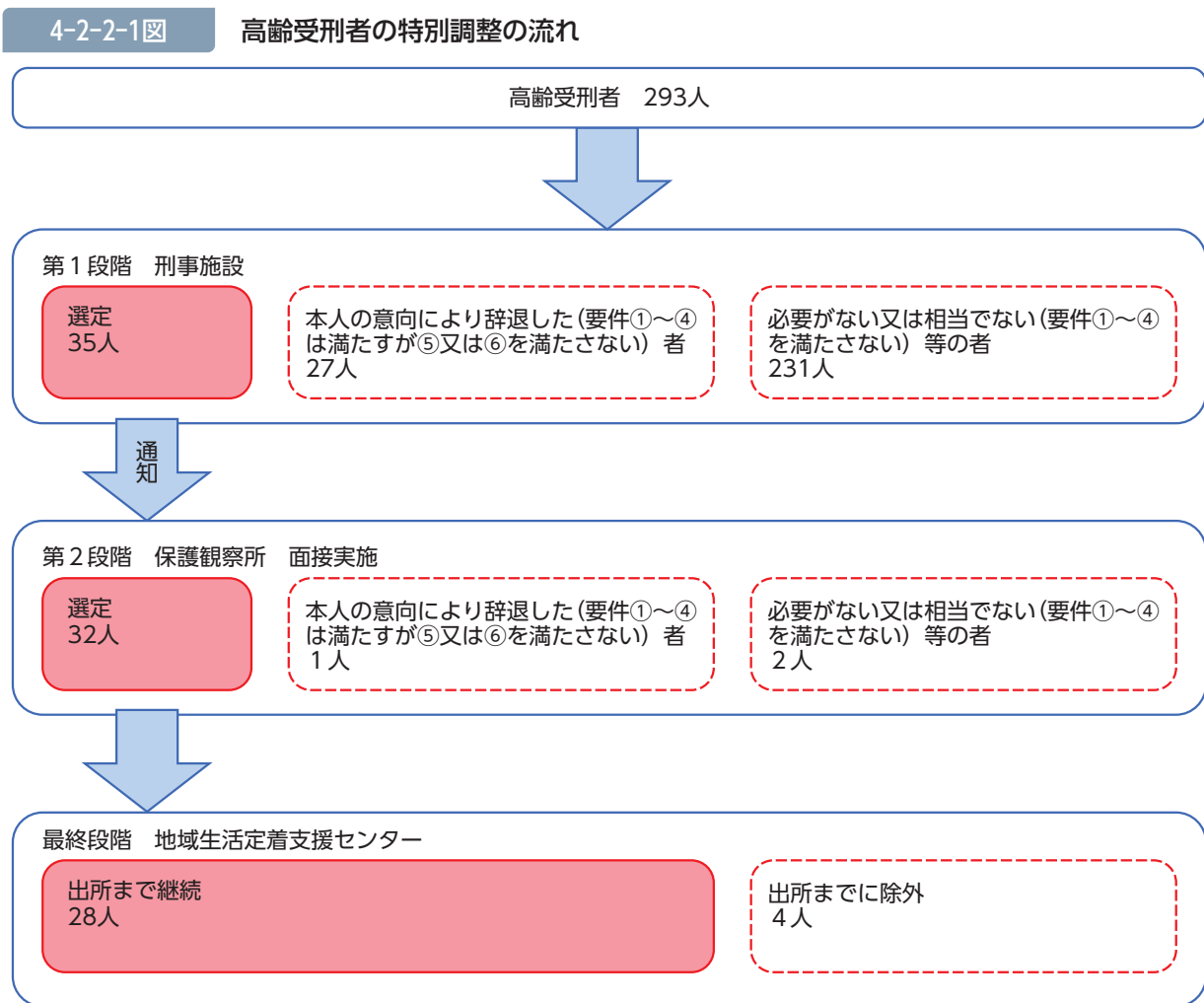
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は、出所時調査に係る出所日から再入時調査の時点における受刑に係る犯行日までの期間をいう。
 3 「各種支援」は、市役所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、ハローワーク、地域生活定着支援センター、更生保護施設、自立準備ホーム、社会福祉施設、医療機関、民間支援団体、生活保護、各種年金、親族・知人等による援助等をいう。
 4 「各種支援の利用なし」又は「各種支援の利用あり」は、再犯期間における利用の有無である。
 5 () 内は、実人員である。

2 高齢受刑者のうち特別調整対象者等の調査結果

(1) 出所時調査の結果

本項では、高齢受刑者のうち、特別調整対象者（刑事施設を出所する時に特別調整を継続して実施していた者。以下同じ。）と特別調整辞退者（特別調整の対象とすることが相当であると認められたが、特別調整の対象者となることを希望しなかった者又は特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に保護観察所の長が個人情報を提供することに同意しなかった者。以下同じ。）について、出所時調査の結果から、その特徴等を見ながら、特別調整の実情を概観することとする。

高齢受刑者のうち、特別調整対象者に選定されるまでの各段階における人員を見ると、4-2-2-1図のとおりである。



注 法務総合研究所の調査による。

高齢受刑者（293人）のうち、特別調整対象者（28人）・特別調整辞退者（28人）別の①性別、②年齢層、③罪名、④刑期、⑤入所度数、⑥再入者の前刑出所事由、⑦再犯期間、⑧暴力団加入状況、⑨精神状況、⑩処遇指標等、⑪居住状況、⑫就労状況、⑬教育程度、⑭婚姻状況、⑮特別改善指導等の実施状況、⑯懲罰回数、⑰懲罰事犯名、⑱精神保健福祉法に係る通報状況、⑲出所事由及び⑳帰住先の詳細は**巻末資料1-1**のとおりである。

特別調整対象者のうち、女性は4人で、特別調整辞退者は全員男性であった。年齢が70歳以上の者は、特別調整対象者では22人、特別調整辞退者では18人であった。

罪名は、特別調整対象者、特別調整辞退者共に窃盗が最も多かった（それぞれ20人、13人）。罪名が覚せい剤取締法違反の者は、特別調整対象者には含まれていなかったが、特別調整辞退者は4人であった。刑期は、3年以下の者が特別調整対象者では20人、特別調整辞退者では25人であった。

入所度数が2度以上の者（再入者）は、特別調整対象者では20人であり、特別調整辞退者では27人であった。入所度数が10度以上の者は、特別調整対象者では約4割（11人）、特別調整辞退者では半数（14人）を占めた。これらの再入者について、前刑出所時から再犯に至るまでの状況を見ると、特別調整対象者（20人）では、1人を除き、満期釈放され、前刑出所後の再犯期間は、3月未満の者が9人、6月未満の者が2人、1年未満の者が1人と、合わせて12人の者が出所後、1年未満で再犯により刑事施設に入所している。また、特別調整辞退者（27人）では、2人を除き、満期釈放され、前刑出所後の再犯期間は、3月未満の者が9人、6月未満の者が5人、1年未満の者が5人と、合わせて19人の者が出所後、1年未満で再犯により刑事施設に入所している。

犯行時に暴力団に加入していた者は、特別調整対象者には含まれておらず、特別調整辞退者では2人（いずれも組員）であった。

精神障害を有する者は、特別調整対象者では10人、特別調整辞退者では7人であった。なお、高齢受刑者中、処遇指標がMの者は3人であったが、そのうち2人が特別調整対象者であった。

犯行時に住居不定であった者は、特別調整対象者では18人、特別調整辞退者では15人で、それぞれ半数以上を占め、特別調整対象者では、犯行時に全員が無職で、特別調整辞退者では2人を除き無職であった。特別調整対象者、特別調整辞退者共に配偶者のある者はいなかった。

特別調整対象者は3人を除き満期釈放で、帰住先は社会福祉施設10人、更生保護施設等8人、自宅アパート等5人、医療機関3人などであった。一方、特別調整辞退者は、全員が満期釈放で、帰住先不明の者が28人中17人を占めた。

特別調整の枠組み以外で福祉的支援を受けた者は、特別調整対象者では1人、特別調整辞退者では3人であった。

(2) 再入時調査の結果

調査期間再入者は、特別調整対象者では28人中2人(7.1%)であった。一方、特別調整辞退者は28人中13人(46.4%)であった(巻末資料1-2①参照)。なお、高齢受刑者293人からこれらの者(56人)を除いた残りの237人のうち、調査期間再入者は32人(13.5%)であった。

調査期間再入者のうち、特別調整対象者(2人)及び特別調整辞退者(13人)の再入時罪名、刑期、再犯期間及び動機・背景事情の詳細は巻末資料1-2のとおりである。

調査期間再入者の再入時罪名は、特別調整対象者(2人)では、それぞれ住居侵入、暴行であり、特別調整辞退者(13人)では、窃盗が5人と最も多く、そのうち4人は出所時調査における罪名も窃盗であった。

調査期間再入者の再犯期間は、特別調整対象者では、それぞれ1月未満、3月未満であり、特別調整辞退者では、5人が1月未満で、合わせて11人が6月未満で再犯に及んでいた。

調査期間再入者のうち、特別調整対象者及び特別調整辞退者(合わせて15人)は、7人が住居不定であり、残りの住居があった者を含め、15人全員に同居人がなかった。また、家族と疎遠で身寄りがない者は14人であった。

【調査期間再入者である特別調整対象者のプロフィール】

調査期間再入者である特別調整対象者の2人は、いずれも精神障害を有していない70歳代の男性で、両親は他界し、家族とも疎遠であった。出所時調査における犯罪は、1人が詐欺(無銭飲食)、もう1人が窃盗で、いずれも50年以上にわたり粗暴犯を含む犯罪を繰り返し、入所度数は10度を超えていた。刑事施設を満期釈放により出所後、いずれも更生保護施設に帰住したが、調査期間再入者の1人は更生保護施設を出所後、生活保護を受給し、アルコール依存の治療のため医療機関に入院中に、外出して飲酒し、無銭飲食をした店舗で暴行事件を起こし、再入所に至った。もう1人は、更生保護施設在所中に社会福祉施設に入居が決まっていたにもかかわらず、自己の盗癖により、金品を窃取する目的で住居に侵入し、再入所に至った。

第3節 精神障害受刑者

1 精神障害受刑者全体の調査結果

(1) 出所時調査の結果

精神障害受刑者全体のうち、知的障害を有する者(66人)、知的障害以外の精神障害を有する者(385人)の①性別、②年齢層、③罪名、④刑期、⑤入所度数、⑥再入者の前刑出所事由、⑦再犯期間、⑧暴力団加入状況、⑨処遇指標等、⑩居住状況、⑪就労状況、⑫教育程度、⑬婚姻状況、⑭特別改善指導等の実施状況、⑮懲罰回数、⑯懲罰事犯名、⑰精神保健福祉法に係る通報状況、⑱出所事由及び⑲帰住先の詳細は**巻末資料2-1**のとおりである。

これらの調査項目のうち、第2章第2節4項において概観していない項目を中心に出所時調査の結果を紹介する。

ア 処遇指標等

精神障害受刑者の出所時の処遇指標等(重複計上)を見ると、知的障害を有する者66人中、Mは6人、mは52人(知的障害を有する者の78.8%)、pは32人(同48.5%)、sは5人であり、知的障害以外の精神障害を有する者は385人中、Mは14人、Pは7人、mは346人(知的障害以外の精神障害を有する者の89.9%)、pは188人(同48.8%)、sは25人であった。

イ 罪名

精神障害受刑者の罪名別構成比を精神状況別に見ると、**巻末資料2-1**③のとおりである。

知的障害を有する者は、窃盗の割合が約6割を占めたが、窃盗のうち、手口が万引き以外の者の割合について見ると、知的障害を有する者(63.2%)は、知的障害以外の精神障害を有する者(26.0%)よりも顕著に高かった。

ウ 改善指導等

精神障害受刑者について、出所時の特別改善指導及び教科指導の種類(重複計上)を見ると、知的障害を有する者では、薬物依存離脱指導(R1)が7人、性犯罪再犯防止指導(R3)が2人、被害者の視点を取り入れた教育(R4)が2人、交通安全指導(R5)が1人、補習教科指導(E1)が5人であり、知的障害以外の精神障害を有する者では、R1が126人、暴力団離脱指導(R2)が10人、R3が2人、R4が17人、R5が20人、就労支援指導(R6)が30

人、E1が13人、特別教科指導（E2）が3人であった。

エ 懲罰内容等

精神障害受刑者のうち、懲罰に科せられたものの割合は、知的障害を有する者では57.8%（懲罰の有無が不詳の者2人を除く。）であり、知的障害以外の精神障害を有する者では73.2%（懲罰の有無が不詳の者20人を除く。）であった。懲罰回数が2回以上である者の割合は、知的障害を有する者では、42.2%、知的障害以外の精神障害を有する者では54.5%であった。懲罰事犯名（懲罰が2つ以上ある場合には、最も重い懲罰に係る事犯名）別に見ると、知的障害を有する者では、怠役（7人）が最も多く、次いで争論（6人）、被収容者に暴行（4人）、抗命（4人）、物品不正授受（3人）の順であった。知的障害以外の精神障害を有する者では、怠役（43人）が最も多く、次いで被収容者に暴行（28人）、物品不正授受（22人）、争論（17人）、職員等に暴行（15人）、物品不正所持（15人）の順であった。なお、最も多い懲罰回数は、知的障害を有する者では18回、知的障害以外の精神障害を有する者では27回であった。

オ 出所時の保護等

精神障害受刑者の出所時における旅費又は衣類の支給状況は、知的障害を有する者は、旅費支給のみ3人、衣類支給のみ4人、旅費支給及び衣類支給2人、知的障害以外の精神障害を有する者は、旅費支給のみ33人、衣類支給のみ21人、旅費支給及び衣類支給5人であった。

精神保健福祉法26条に基づく都道府県知事への通報は、知的障害を有する者は44人（同法29条に基づく入院措置がなされた者はいなかった。）、知的障害以外の精神障害を有する者は298人（うち同法29条に基づく入院措置がなされた者は3人）であった。

（2）再入時調査の結果

平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した精神障害受刑者451人（知的障害を有する者66人、知的障害以外の精神障害を有する者385人）のうち、平成27年5月末日までに受刑のため再び刑事施設に入所した者（以下この節において「調査期間再入者」という。）は、94人（20.8%）（知的障害を有する者14人（出所時調査対象者のうち、知的障害を有する者の21.2%）、知的障害以外の精神障害を有する者80人（出所時調査対象者のうち、知的障害以外の精神障害を有する者の20.8%））であった。再入所した知的障害を有する者（14人）・知的障害以外の精神障害を有する者（80人）の①再入状況、②再入時罪名、③刑期、④再

犯期間及び⑤動機・背景事情の詳細は巻末資料2-2のとおりである。

ア 再入時罪名・刑期

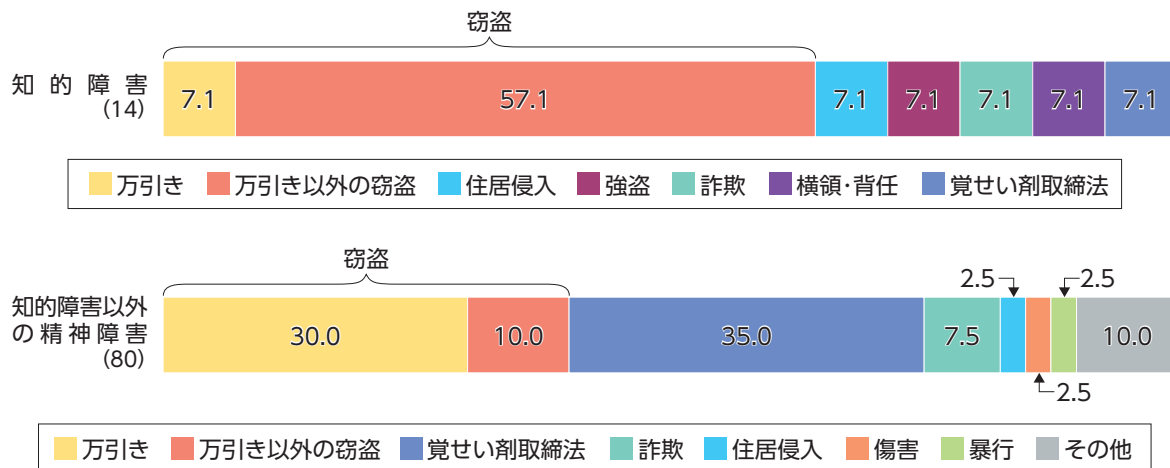
調査期間再入者の再入時罪名別構成比を見ると、4-3-1-1図のとおりである。

知的障害を有する者では、窃盗が14人中9人（64.3%）を占めた。知的障害以外の精神障害を有する者でも窃盗（40.0%）が最も多く、次いで覚せい剤取締法違反（35.0%）の順であった。

調査期間再入者の刑期は、全て5年以下であった。

4-3-1-1図

精神障害受刑者の再入時罪名別構成比（精神状況別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再入時罪名」は、再入時調査の時点の受刑に係る罪名をいう。
 3 ()内は、実人員である。

イ 財産犯の犯行の動機・背景事情

調査期間再入者のうち、再入時罪名が財産犯（この項において、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領の罪名をいう。）のもの50人（知的障害を有する者12人、知的障害以外の精神障害を有する者38人）の犯行の動機・背景事情（複数回答による重複集計）を見ると、4-3-1-2表のとおりである。知的障害を有する者では、12人中10人が体調不良を挙げたほか、半数が家族と疎遠、あるいは身寄りがないこと、生活困窮を背景事情としていた。また、半数が自己使用・費消目的、3分の1がギャンブルへの耽溺により、それぞれ財産犯に至っていた。知的障害以外の精神障害を有する者でも、38人中19人と半数の者が体調不良を挙げ、半数近い者が家族と疎遠、あるいは身寄りがないこと、生活困窮が背景事情にあったほか、半数が盗み癖、自己使用・費消目的を動機としていた。また、約4分の1が習慣飲酒・アルコール依存を背景事情としていた。

4-3-1-2表

精神障害受刑者の財産犯の犯行の動機・背景事情（精神状況別）

① 知的障害

動機・背景事情	人数
体調不良	10
生活困窮	6
自己使用・費消目的	6
家族と疎遠・身寄りなし	6
ギャンブル耽溺	4
盗み癖	2
習慣飲酒・アルコール依存	2
その他	10

② 知的障害以外の精神障害

動機・背景事情	人数
自己使用・費消目的	19
体調不良	19
盗み癖	18
生活困窮	16
家族と疎遠・身寄りなし	15
習慣飲酒・アルコール依存	10
節約	9
空腹	8
無為徒食・怠け癖	8
軽く考えていた。	5
就職難	3
薬物依存	3
摂食障害	3
近親者の病気・死去	2
その他	9

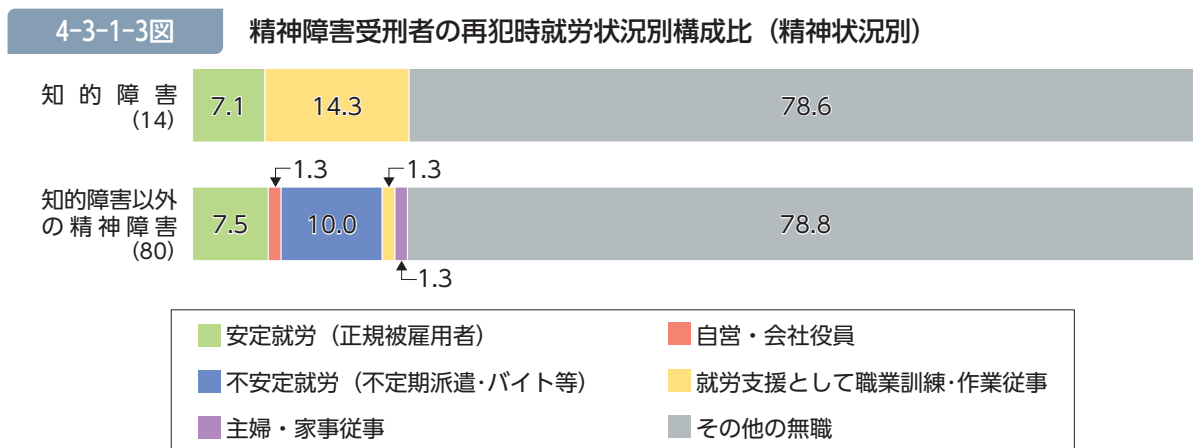
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「財産犯」は、再入時罪名のうち、窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領をいい、知的障害を有する者では12人、知的障害以外の精神障害を有する者では38人であった。

3 「動機・背景事情」は、複数回答による。

ウ 就労状況等

調査期間再入者の再犯時就労状況別構成比を見ると、4-3-1-3図のとおりである。知的障害を有する者も知的障害以外の精神障害を有する者も、犯行時に無職であった者が約8割を占めた。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯時就労状況」は、再入時調査の時点の受刑に係る犯行時の就労状況による。
 3 () 内は、実人員である。

4-3-1-3図において、就労状況が「その他の無職」であった74人（知的障害を有する者11人、知的障害以外の精神障害を有する者63人）の無職理由（複数回答による重複集計）を見ると、4-3-1-4表のとおりである。知的障害を有する者、知的障害以外の精神障害を有する者共に精神疾患を理由とするものが最も多く、次いで勤労意欲がなかったとする者が3割以上を占めた。

4-3-1-4表 精神障害受刑者の無職理由（精神状況別）

① 知的障害

無職理由	人数
精神疾患	8
勤労意欲なし	4
身体疾患	1

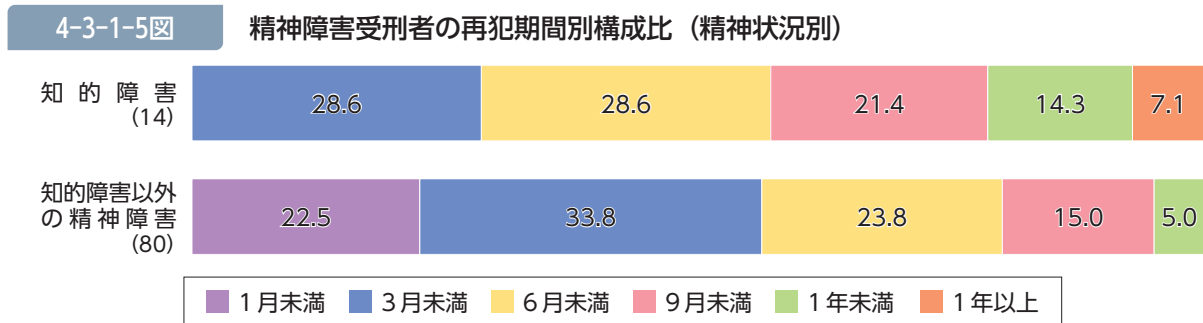
② 知的障害以外の精神障害

無職理由	人数
精神疾患	25
勤労意欲なし	23
就職難（就職活動あり）	8
身体疾患	5
家族の介護	1
高齢	1
自殺しようと思って犯行直前に職場を辞めた。	1

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 再入時調査の時点の受刑に係る犯行日において「主婦・家事従事」以外の無職であった者に限り、知的障害を有する者は11人、知的障害以外の精神障害を有する者は63人であった。
 3 「無職理由」は、複数回答による。

エ 再犯期間

調査期間再入者の再犯期間別構成比を見ると、4-3-1-5図のとおりである。知的障害を有する者14人中、8人（57.1%）が6月に満たない間に再犯に及んでいた。知的障害以外の精神障害を有する者では、80.0%が6月に満たない間に再犯に及び、再犯期間が1月未満の者が約2割を占めた。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は、出所時調査に係る出所日から再入時調査の時点における受刑に係る犯行日までの期間をいう。
 3 () 内は、実人員である。

(ア) 居住状況別

調査期間再入者の再犯期間別構成比を再犯時の居住状況別に見ると、4-3-1-6図のとおりである。

知的障害以外の精神障害を有する者の場合、再犯時に住居不定であった者は、再犯時に住居があった者と比べて、再犯期間が短かった。

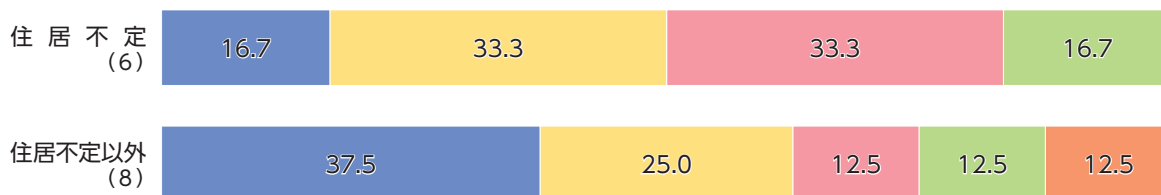
再犯時に住居があった者のうち、自宅又は親族宅に居住するものは、知的障害を有する者では8人中3人(37.5%)であるが、知的障害以外の精神障害を有する者では65人中57人(87.7%)であった。

なお、再犯時に同居人がいなかった者は、知的障害を有する者(14人)では10人(71.4%)、知的障害以外の精神障害を有する者(80人)では48人(60.0%)で、これらの者のうち、交流のある近親者もいなかった者は、それぞれ9人、29人であった。

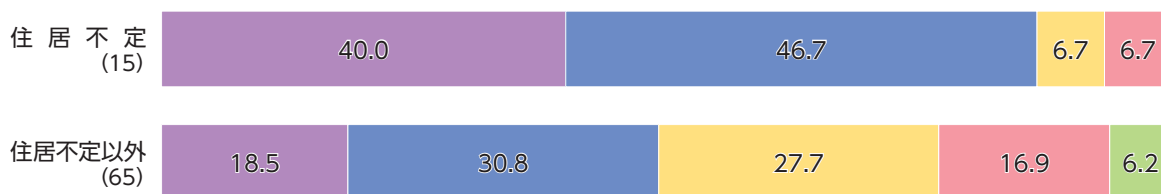
4-3-1-6図

精神障害受刑者の再犯期間別構成比(精神状況別・再犯時居住状況別)

① 知的障害



② 知的障害以外の精神障害



■ 1月未満 ■ 3月未満 ■ 6月未満 ■ 9月未満 ■ 1年未満 ■ 1年以上

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は、出所時調査に係る出所日から再入時調査の時点における受刑に係る犯行日までの期間をいう。
 3 「再犯時就労状況」は、再入時調査の時点の受刑に係る犯行時の就労状況による。
 4 ()内は、実人員である。

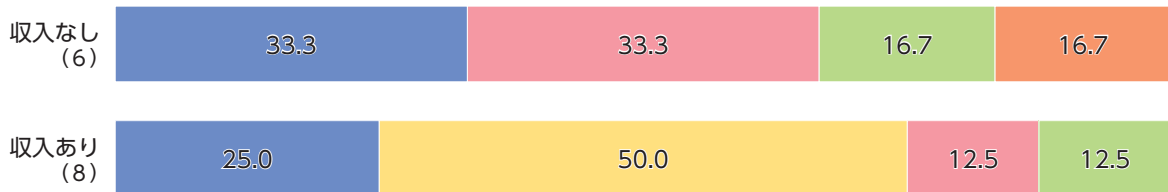
(イ) 収入状況別

調査期間再入者の再犯期間別構成比を再犯時の収入状況別に見ると、4-3-1-7図のとおりである。知的障害以外の精神障害を有する者の場合、再犯時に収入があった者は、再犯時に収入がなかった者と比べて、再犯期間が1月未満の者の占める割合が顕著に低い。

4-3-1-7図

精神障害受刑者の再犯期間別構成比（精神状況別・再犯時収入状況別）

① 知的障害



② 知的障害以外の精神障害



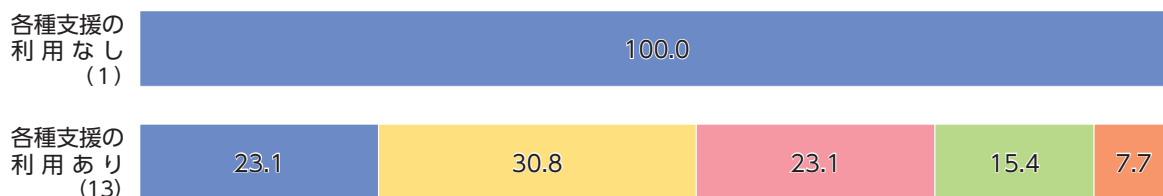
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は、出所時調査に係る出所日から再入時調査の時点における受刑に係る犯行日までの期間をいう。
 3 「再犯時収入状況」は、再入時調査の時点の受刑に係る犯行時の収入状況による。
 4 「収入あり」の者の収入は、職場の給与、生活保護、各種年金、家族の収入、家族からの仕送り等である。
 5 ()内は、実人員である。

(ウ) 各種支援の利用の有無別

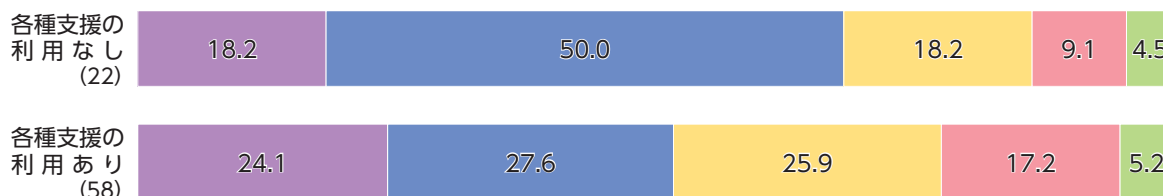
調査期間再入者の再犯期間別構成比を再犯期間における各種支援の利用の有無別に見ると、**4-3-1-8図**のとおりである。知的障害を有する者では、14人中13人、知的障害以外の精神障害を有する者では、80人中58人が各種制度・援助を利用していたところ、知的障害以外の精神障害を有する者の場合、各種制度・援助等を利用した者は、利用しなかった者に比べ、再犯期間が3月未満の者の占める割合が低い。利用した制度・援助の内容は、市役所・福祉事務所等の公的支援（生活保護以外）、保健所・精神保健福祉センター、ハローワーク等、地域生活定着支援センター、更生保護施設、自立準備ホーム、社会福祉施設、医療機関、民間支援団体、生活保護、各種年金、親族・知人等による援助等であった。

4-3-1-8図 精神障害受刑者の再犯期間別構成比（精神状況別・各種支援の利用の有無別）

① 知的障害



② 知的障害以外の精神障害



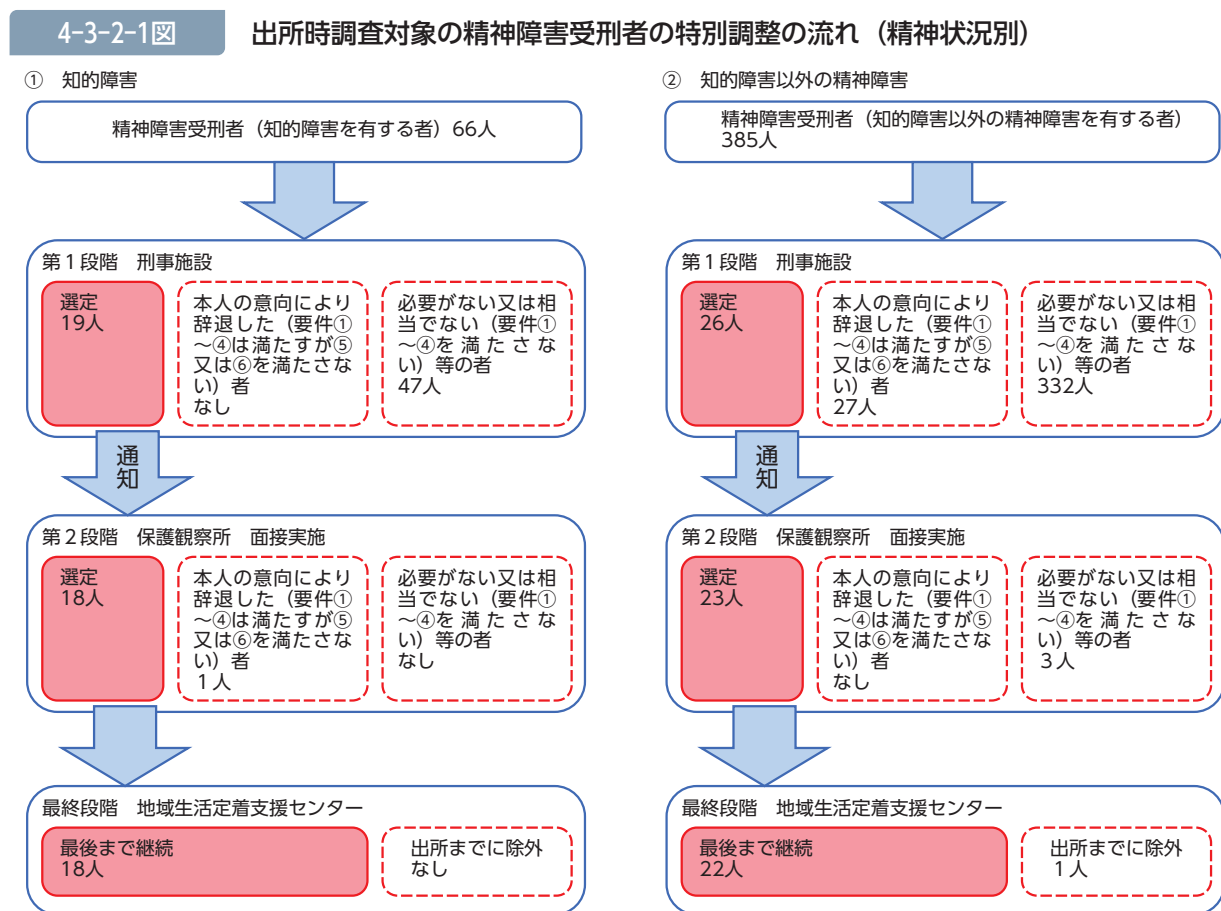
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「再犯期間」は、出所時調査に係る出所日から再入時調査の時点における受刑に係る犯行日までの期間をいう。
 3 「各種支援」は、市役所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、ハローワーク、地域生活定着支援センター、更生保護施設、自立準備ホーム、社会福祉施設、医療機関、民間支援団体、生活保護、各種年金、親族・知人等による援助等をいう。
 4 「各種支援の利用なし」又は「各種支援の利用あり」は、再犯期間における利用の有無である。
 5 ()内は、実人員である。

2 精神障害受刑者のうち特別調整対象者等の調査結果

(1) 出所時調査の結果

本項では、精神障害受刑者のうち、特別調整対象者と特別調整辞退者について、その特徴等を見ながら、特別調整の実情を概観することとする。知的障害を有する者（66人）のうち、特別調整対象者（18人）・特別調整辞退者（1人）別、知的障害以外の精神障害を有する者（385人）のうち、特別調整対象者（22人）・特別調整辞退者（27人）別の①性別、②年齢層、③罪名、④刑期、⑤入所度数、⑥再入者の前刑出所事由、⑦再犯期間、⑧暴力団加入状況、⑨処遇指標等、⑩居住状況、⑪就労状況、⑫教育程度、⑬婚姻状況、⑭特別改善指導等の実施状況、⑮懲罰回数、⑯懲罰事犯名、⑰精神保健福祉法に係る通報状況、⑱出所事由及び⑲帰住先の詳細は巻末資料2-1のとおりである。

精神障害受刑者のうち、特別調整対象者に選定されるまでの各段階における人員を見ると、4-3-2-1図のとおりである。



注 法務総合研究所の調査による。

ア 知的障害を有する者

知的障害を有する者（19人）は、特別調整対象者、特別調整辞退者のいずれも全員男性で、特別調整辞退者は1人であった。特別調整対象者の年齢層は、40歳以上の者が14人を占めるが、高齢者は2人であった。

特別調整対象者の罪名は、窃盗が18人中13人と最も多かった。特別調整対象者の刑期は、5年を超える者はおらず、15人が3年以下であった。

特別調整対象者のうち、入所度数が2度以上の者（再入者）は14人であった。これらの再入者について、前刑出所時から再犯に至るまでの状況を見ると、1人を除き、満期釈放され、前刑出所後の再犯期間は、3月未満の者が4人、6月未満の者が1人、1年未満の者が4人と、合わせて9人の者が出所後、1年未満で再犯により刑事施設に入所している。

犯行時に暴力団に加入していた者は、1人（組員、特別調整対象者）であった。

特別調整対象者のうち、半数が犯行時に住居不定で、全員が犯行時に無職であった。教育程度は、特別調整対象者18人中15人が不就学又は中学校卒業であった。特別調整対象者、特別調整辞退者共に配偶者のある者はいなかった。

特別調整対象者（18人）は1人を除き満期釈放で、帰住先は、社会福祉施設10人、更生保護施設等7人などであった。特別調整の枠組み以外で福祉的支援を受けた者は、5人（特別調整対象者4人、特別調整辞退者1人）であった。

イ 知的障害以外の精神障害を有する者

知的障害以外の精神障害を有する者のうち、特別調整対象者（22人）、特別調整辞退者（27人）中、女性はそれぞれ4人、1人であった。

年齢層は、40歳以上の者が特別調整対象者では17人であり、特別調整辞退者では26人であった。

罪名は、特別調整対象者では窃盗、特別調整辞退者では覚せい剤取締法違反がそれぞれ最も多かった。覚せい剤取締法違反の者は、特別調整対象者が1人であるのに対し、特別調整辞退者では9人であった。刑期は、3年以下の者が特別調整対象者では19人、特別調整辞退者では23人であった。

入所度数が2度以上の者（再入者）は、特別調整対象者では13人、特別調整辞退者では19人で、この19人中7人は入所度数が10度以上であった。これらの再入者について、前刑出所時から再犯に至るまでの状況を見ると、特別調整対象者（13人）では、1人を除き、満期釈放され、

前刑出所後の再犯期間は、3月未満の者が4人、6月未満の者が1人で、1年未満の者はなく、合わせて5人の者が出所後、1年未満で再犯により刑事施設に入所している。また、特別調整辞退者（19人）では、2人を除き、満期釈放され、前刑出所後の再犯期間は、3月未満の者が6人、6月未満の者が1人、1年未満の者が5人と、合わせて12人の者が出所後、1年未満で再犯により刑事施設に入所している。

犯行時に暴力団に加入していた者は、3人（組員、いずれも特別調整辞退者）であった。

犯行時に住居不定であった者の割合は約4割で、特別調整対象者では、全員が犯行時に無職であり、特別調整辞退者では5人を除き無職であった。教育程度は、不就学、中学校卒業又は高校中退の者は、特別調整対象者では22人中16人、特別調整辞退者では27人中17人であった。特別調整対象者、特別調整辞退者共に配偶者のある者はいなかった。

特別調整対象者（22人）は、1人を除き満期釈放で、帰住先は、社会福祉施設13人、医療機関3人のほか、自宅・アパート等、更生保護施設等、ダルクなどであった。特別調整辞退者（27人）は、1人を除き、満期釈放で、帰住先不明の者が17人を占めた。

特別調整の枠組み以外で福祉的支援を受けた者は、9人（特別調整対象者3人、特別調整辞退者6人）であった。

（2）再入時調査の結果

調査期間再入者は、知的障害を有する者では、特別調整対象者が18人中3人（16.7%）、特別調整辞退者（1人）は再入なし（**巻末資料2-2①**参照）、知的障害以外の精神障害を有する者では、特別調整対象者が22人中1人（4.5%）、特別調整辞退者が27人中11人（40.7%）であった（**巻末資料2-2①**参照）。なお、精神障害受刑者のうち、知的障害を有する者総数（66人）から知的障害を有する者の特別調整対象者19人を除いた残りの47人のうち、調査期間再入者は11人（23.4%）であった。また、同様に知的障害以外の精神障害を有する者総数（385人）から知的障害以外の精神障害を有する者の特別調整対象者49人を除いた残りの336人のうち、調査期間再入者は68人（20.2%）であった。

調査期間再入者のうち、知的障害を有する者及び知的障害以外の精神障害を有する者について、特別調整対象者・特別調整辞退者別の再入時罪名、刑期、再犯期間及び動機・背景事情の詳細は**巻末資料2-2**のとおりである。

調査期間再入者のうち、知的障害を有する者（3人。いずれも特別調整対象者）を再入時罪名別に見ると、窃盗が2人、強盗が1人であり、窃盗の2人は出所時調査における罪名と同一

であった。同じく知的障害以外の精神障害を有する者（12人）は、特別調整対象者（1人）では、詐欺、特別調整辞退者（11人）では、覚せい剤取締法違反が4人、窃盗が3人、詐欺が2人の順であり、これらの罪名は、出所時調査における罪名と同一であった。再犯期間別に見ると、知的障害を有する者では、6月未満が2人、9月未満が1人であった。知的障害以外の精神障害を有する者は、特別調整対象者では、6月未満、特別調整辞退者では、1月未満が3人、3月未満が5人と、11人中8人が3月未満で再犯に及んでいた。

【再入所した特別調整対象者のプロフィール】

知的障害を有する者（3人。いずれも男性）については、いずれも未婚で、それぞれ

- ① 親族と疎遠で、出所時は自立準備ホームに帰住したが、センター職員とのトラブルで退去、路上生活で無職となり、生活困窮から窃盗・住居侵入に至った者、
 - ② 社会福祉施設に帰住し、生活保護を受給していたにもかかわらず、性的欲求と盗み癖から、軽い気持ちで下着の窃盗（下着盗）に至った者、
 - ③ 親族と疎遠で出所時は自立準備ホームに帰住し、年金も受給しながら、農作業等を行っていたが、再犯時は路上生活で無職となり、生活困窮し、強盗・傷害に至った者
- で、これらの者の再犯期間は、3月ないし7月であった。

知的障害以外の精神障害を有する者（1人、男性）については、配偶者と離別し、親族とも疎遠で、出所時は社会福祉施設に帰住し、生活保護を受給していたが、生活を束縛されていると感じ、刑務所に戻りたいとして、窃盗により、再犯に至ったもので再犯期間は6月であった。